

# 経営サプリメント

各方面の専門家によるビジネスに役立つエッセンス

## 「知的財産」の力を中小企業経営に活かそう!

多くの中小企業が気づいていない、自社の強みとなる「知的財産」。その見方と活用法について考えてみましょう。

### ① 「知的財産」に対するイメージ

「特許や商標を取得したことはないので、当社に『知的財産』は関係ない」「当社は地道に商売をしているから、特許や商標で稼ぐ『知的財産の活用』に興味はない」…こうした理由で「知的財産」を敬遠している中小企業が少なくありません。

図1は、東京商工会議所が行ったアンケートの結果から、中小企業の「知的財産」の捉え方を整理したものです。約2/3の企業は、特許権などの権利、又はそれに法的に保護される営業秘密を加えたものを「知的財産」と考えており、多くの中小企業が「知的財産＝特許・商標等の権利」とイメージしている実情が、このアンケート結果にも表れています。

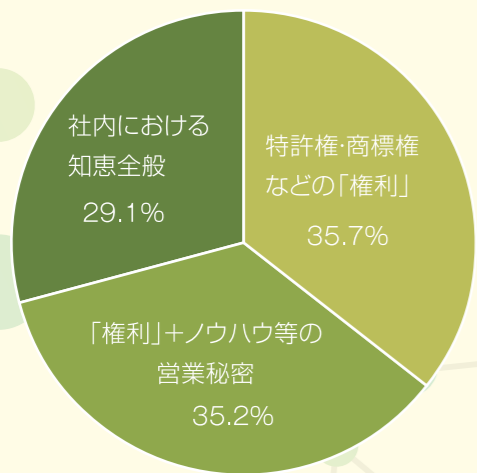


図1 中小企業の「知的財産」の捉え方

東京商工会議所「中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査報告書」(2016年2月発行)901社の回答結果の比率

### ② 特許や商標だけが「知的財産」ではない

しかし、知的財産に関する基本的なルールを定めた知的財産基本法は、「知的財産」をこのように狭い意味では定義していません。法律上の定義は「発明、考案、(中略)技術上又は営業上の情報」と少々難解ですが、図2に示したように、技術的なアイデアや商品のデザイン、技術情報・営業情報など、日々の事業活動で創出・蓄積されるものが「知的財産」であり、それを保護する権利が特許権等の知的財産権という関係が、正しい理解になります。

つまり、特許権や商標権を保有していなくても、自社の商品やサービスをより良いものにするために様々な工夫を続けている企業には、何らかの「知的財産」が存在しているはずなのです。

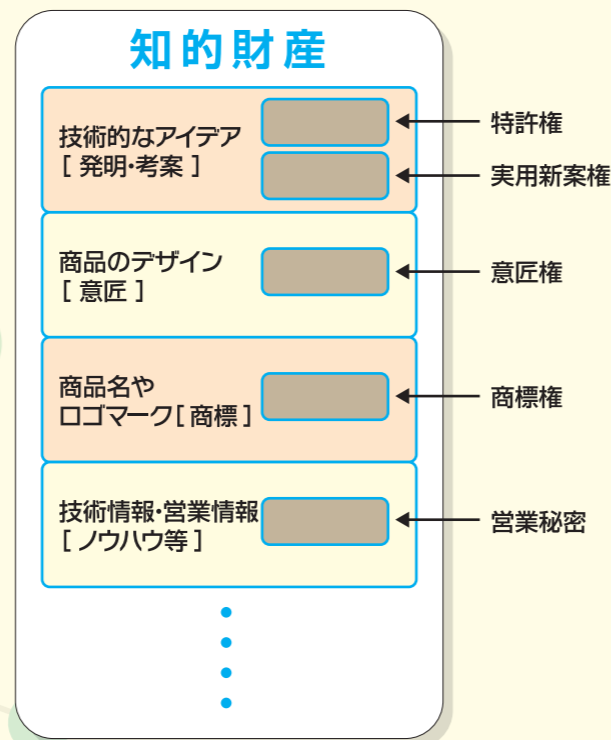


図2 「知的財産」とは?

### ③ 商品やサービスの特徴となる知的財産

このように、事業活動における様々な工夫の成果を「知的財産」と捉えれば、多くの中小企業に、明確には意識されていない「知的財産」が存在するはずなのです。

知的財産は創意工夫の成果であり、他者が提供する商品やサービスとの違いを生み出す原動力となるものです。こうした差異化要因となる知的財産に目を向け、意識的に取組むことは、自社の強みを磨き、商品やサービスの競争力を高める活動に他なりません。

### ④ 知的財産を「見える化」しよう

自社の商品やサービスが選ばれる理由、他との違いがどこにあり、その違いを生み出す要因は何なのか。それらを客観的に認識すること、つまり、他との差異化要因である知的財産を「見える化」することが、知的財産に関する取組みの第一歩です。

たとえば商品を開発・改良したら、今までの商品とどこが違うのか、技術的に新しい要素を特定すれば、それが特許権や実用新案権の対象となり、他との違いである知的財産の「見える化」につながります。認知度の高さが強みであれば、顧客との接点になる商品名やサービス名、ロゴマークを商標登録することによって、知的財産が「見える化」されます。技術や営業のノウハウが強みという場合も、それを属人的な暗黙知に止めるのではなく、マニュアルなどの形式知化を進めることが知的財産の「見える化」です。

### ⑤ 知的財産の力を様々な方向に働かせよう

「見える化」された知的財産の効果を、図3に整理してみました。一番わかりやすい効果は模倣品に対処できることです。特許権などの知的財産権を取得すると、権利侵害



土生特許事務所 弁理士  
土生 哲也

日本政策投資銀行と同行系VCでベンチャーファイナンスを担当した後、2001年に独立して土生特許事務所を開業。中小ベンチャー企業の出願代理等の知財実務に携わる他、内閣府や特許庁、各地の経産局等の知財戦略関連事業の委員や、中小企業や金融機関を対象にしたセミナー・ワークショップの講師を多数務めている。秋田県でも、平成29-30年度「あきた知財塾」等の講師を担当。平成29年度知財功労賞経済産業大臣表彰受賞。主な著書に「元氣な中小企業はここが違う」「ゼロからわかる知的財産のしくみ」(いずれも金融財政事情研究会)等。  
●ウェブサイト <http://www.ipv.jp/>

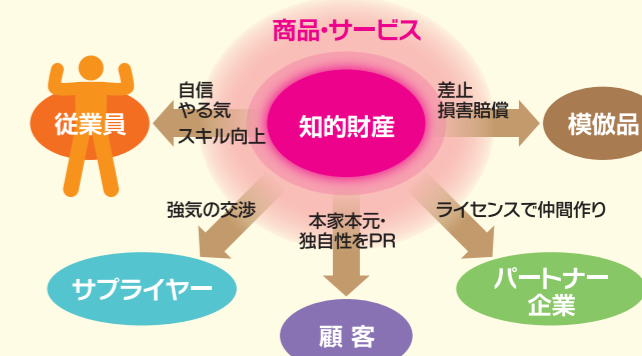


図3 多様な知的財産の活用形態

に対して差止めや損害賠償を請求することが可能です。

しかし、こうした法律上の効果は知的財産の動きの一部に過ぎません。経営資源に限りがある多くの中小企業にとって、他者の排除以上に足りない要素を補い合う仲間作りが重要ですが、自社の強みが知的財産として管理できていると、権利やノウハウをライセンスすることによって、FCや代理店網の整備による事業展開を進めやすくなります。また、特許権や商標権を取得すれば自社のオリジナリティの証明となり、顧客に対して本家本元であることをPRする根拠になります。商品やサービスの提供に必要な権利をサプライヤー等の取引先に握られると交渉の主導権を失いかねませんが、自社で権利を押さえれば強気の姿勢で交渉に臨むことが可能です。

こうした社外への効果に加えて、社内的な効果も見逃せません。特許権などの知的財産権の存在は、自社の商品やサービスの独自性の客観的な証明として、従業員の自信ややる気を引き出す源になります。優れたノウハウが見える化されると、それが社内で広く共有され、従業員のスキル向上につながる効果も期待できます。

知的財産を意識して有効に活用できている中小企業は、まだまだ少数派です。自社の知的財産を見直し、活用する取組みを始めてみたいと思われる方は、知的財産に関する様々な相談に対応可能な知的財産総合支援窓口にぜひご相談ください。

INPIT 秋田県知財総合支援窓口  
連絡先:018-860-5614(あきた企業活性化センター内)